

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和6年4月1日現在）

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳			職制上の段階		
		人	%	職名	人	%	人	%	段階
1級	定型的業務を行う職務	52	14.01	主事	36	69.23	210	56.61	グループ員の段階
				主事補	4	7.69			
				技師	4	7.69			
				技師補	1	1.92			
				教諭	2	3.85			
				保育士	2	3.85			
				保健師	2	3.85			
学芸員	1	1.92							
2級	1 主幹又は技幹の職務	53	14.29	主幹	47	88.68			
				技幹	2	3.77			
				教諭	1	1.89			
				保育士	2	3.77			
				保健師	1	1.89			
	2 知識又は経験を必要とする職務として市規則で定める職名の職務								
3級	1 係長の職務	32	8.63	係長	32	30.48			
	2 困難な業務の処理を必要とする主幹又は技幹の職務	57	15.36	主幹	47	44.76			
				技幹	5	4.76			
				保健師	5	4.76			
	3 主任保育士及び主任教諭又は相当な経験を必要とする保育所の保育士及び幼稚園の教諭の職務	13	3.50	主任教諭	2	1.91			
				主任保育士	1	0.95			
				教諭	2	1.91			
				保育士	8	7.62			
	4 知識や経験を必要としかつ、困難な業務の処理を担当とする職務として市規則で定める職務	3	0.81	ふなひセンターおのコミュニティセンター長	1	0.95			
				総合公園管理事務所長	1	0.95			
総合センターらぼるセンター長				1	0.95				

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳			職制上の段階		
		人	%	職名	人	%	人	%	段階
4級	1 主査又は技査の職務	28	7.55	主査 技査	18 10	45.00 25.00	40	10.78	主査級
	2 相当な経験を必要とする主任保育士又は主任教諭の職務	6	1.62	主任保育士 主任教諭	4 2	10.00 5.00			
	3 主査又は技査の職務と同等の困難な業務の処理を担当する職務として市規則で定める職務	6	1.62	コミュニケイション長 発達相談センター長 教育支援センター所長 幼稚園長	3 1 1 1	7.50 2.50 2.50 2.50			
5級	1 課長補佐（総括）及び課室長補佐の職務	67	18.05	課長補佐（総括） 次長補佐（総括） 課長補佐 次長補佐 支所長補佐（総括） 事務局長補佐（総括）	24 1 39 1 1 1	27.58 1.15 44.82 1.15 1.15 1.15	87	23.45	課長補佐級
	2 課に所属する室長及び施設の長の職務	13	3.50	生涯学習推進室長 市民相談室長 行財政改革推進室長 こども家庭センター長 保育所長 子育て支援センター長 インターチェンジ周辺開発推進室長 開発指導室長 図書館長 公民館長 歴史民俗資料館長 スポーツ推進室長 給食センター所長	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1.15 1.15 1.15 1.15 1.15 1.15 1.15 1.15 1.15 1.15 1.15 1.15 1.15			
	3 課に所属する室及び施設にあって、直接職員を指揮監督する任にある職務であって、職員の指揮及び管理の面で業務の難易度を室長及び施設の長と同じくする職務として市規則で定める職務	7	1.89	副館長 副園長 室長補佐 所長補佐	2 1 3 1	2.30 1.15 3.45 1.15			

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳			職制上の段階		
		人	%	職名	人	%	人	%	段階
6級	1 課長（瓜連支所長を含む。）の職務又は議会事務局次長の職務	22	5.93	課長 議会事務局次長 瓜連支所長	20 1 1	86.95 4.35 4.35	23	6.20	課長級
	2 副参事の職務	1	0.27	副参事	1	4.35			
	3 部長の命を受け特に困難な特命事業を所掌する職務で市規則で定める職務								
7級	1 部長又は議会事務局長の職務	8	2.16	部長 議会事務局長	7 1	63.64 9.09	11	2.96	部長級
	2 参事、福祉事務所長、行再生改革推進室長、危機管理監、会計管理者、農業委員会事務局長又は選挙管理委員会事務局書記長の職務	3	0.81	会計管理者 農業委員会事務局長 選挙管理委員会事務局書記長	1 1 1	9.09 9.09 9.09			
	3 任命権者からの直接の命を受け市政全般に関わる政策等であって特に困難な政策を担当する職務と市規則で定める職務								
合計		371	100.00		371		371	100.00	

消防職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	階級
1級	1 消防士の職務 2 主事補の職務	8	8.08	主事補	8	8	8.08	消防士
2級	1 消防副士長の職務 2 主事の職務 3 相当な経験を要する消防士の職務	14	14.14	主事	14	14	14.14	消防副士長
3級	1 消防士長の職務 2 主幹の職務 3 相当な経験を要する消防副士長の職務	9	9.09	主幹	9	9	9.09	消防士長
4級	1 消防司令補の職務 2 係長又は主任の職務 3 困難な業務の処理を要する主幹の職務 4 相当な経験を要する消防士長の職務	37	37.38	係長 主任	30 7	37	37.38	消防司令補
5級	1 消防司令の職務 2 当直司令の職務 3 主査の職務	17	17.17	主査 当直司令 当直司令代行	5 6 6	28	28.28	消防司令
6級	1 副署長、課長補佐又は室長補佐の職務 2 相当困難な業務の処理を要する主査の職務 3 相当な経験を要する消防司令の職務	6	6.06	課長補佐 副署長	2 4			
7級	1 副署長、課長補佐、または室長補佐の職務 2 相当困難な業務の処理を要する主査の職務 3 相当な経験を必要とする消防司令の職務	5	5.05	課長 署長 副参事	3 1 1			
8級	1 消防司令長の職務 2 消防長、消防次長又は参事の職務	3	3.03	消防長 消防次長 参事	1 1 1	1	1.01	消防司令長
						2	2.02	消防司令
合計		99	100.00		99	99	100.00	

企業職

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	定型的な業務	4	14.29	主事 技師	3 1	17	60.72	係員級
2級	上司の命を受け経験を要する担当業務を処理する主幹又は技幹の職務	7	25.00	主幹 技幹	4 3			
3級	1 上司の命を受け担当業務を処理し、所属職員を指導する係長の職務 2 上司の命を受け、特に困難若しくは相当の経験を要する担当業務を処理する主幹又は技幹の職務	6	21.43	主幹 技幹 係長	1 2 3			
4級	課長補佐の職務を補助し、特に命じられた困難な事務を処理する主査又は技査の職務	2	7.14	主査 技査	1 1	2	7.14	主査級
5級	1 上司の命を受け、課の事務を整理する課長補佐（総括）の職務 2 上司の命を受け担当業務を処理し、所属職員を指導する課長補佐の職務	6	21.43	課長補佐（総括） 課長補佐	2 4	6	21.43	課長補佐級

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
6級	1 上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する課長の職務	2	7.14	課長	2	2	7.14	課長級
	2 上司の命を受け、課の重要な事務を処理する副参事の職務							
7級	1 水道事業者の職務を行う市長の命を受け、部の事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する部長又は次長の職務	1	3.57	部長	1	1	3.57	部長級
	2 上司の命を受け、部の重要な事務を処理する参事の職務							
合計		28	100.00		28	28	100.00	

(注) ここで公表する職員数及び割合については基準日時点での数字であるので、市が他に公表する情報(「那珂市職員の給与・定員管理等の公表」、「那珂市人事行政運営等状況報告書」)並びに総務省若しくは茨城県市町村課が公表する情報との間で基準日の相違等により職員数等が突合しないことがあります。

(注) 市の当該年度予算書及び他の情報との間で、以下の相違点があるので、職員数等について集計の基準の関係から突合しないことがあります。

- ・当公表については、再任用職員を含む数字となっていますが、他の情報においては、再任用職員を外書する若しくは対象外としている場合があります。

- ・当公表については、技能労務職の職員を含んでいないため、また、職種(企業職)を別途集計しているため職員数等について突合しない場合があります。